

# 公営企業債の概要

沖縄県企画部市町村課

## 地方公営企業の役割

- 地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。
- こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

### 主な地方公営企業の事業全体に占める割合

事業	指標	全事業	左記にしめる 地方公営企業 の割合	地方公営企業の 事業数
水道	現在給水人口	1億2,382万人	99.6%	1,787
工業用水道	年間総配水量	42億7百万m <sup>3</sup>	99.9%	151
鉄軌道	年間輸送人員	188億5百万人	10.3%	14
自動車運送	年間輸送人員	34億67百万人	19.9%	24
電	年間発電電力量	8,635億22百万kWh	0.9%	97
ガス	年間ガス販売量	1兆7,225億8百万MJ	1.4%	21
病院	病床数	1,500千床	13.5%	681
下水道	汚水処理人口	1億1,621万人	90.4%	3,605

※水道事業については令和2年度、水道事業以外の事業については令和3年度の数値である。

※上記のほか、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

# 地方財政法における公営企業

## 地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。

ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合

## (公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。

但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

## (地方財政法施行令46条で定める事業)

- |            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 一 水道事業     | 二 工業用水道事業 | 三 交通事業    |
| 四 電気事業     | 五 ガス事業    | 六 簡易水道事業  |
| 七 港湾整備事業   | 八 病院事業    | 九 市場事業    |
| 十 と畜場事業    | 十一 観光施設事業 | 十二 宅地造成事業 |
| 十三 公共下水道事業 |           |           |

# 地方公営企業法における公営企業

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 一 水道事業(簡易水道事業を除く。)      二 工業用水道事業
- 三 軌道事業      四 自動車運送事業      五 鉄道事業
- 六 電気事業      七 ガス事業

- ② 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。
- ③ 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(略)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

	組織・職員	財務規定	特会、独立採算	企業債
水道、交通など	○	○	○	○
病院		○	○	○
下水など			○	○
その他				○

# 地方公営企業法の適用範囲

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

## <法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

### <当然適用事業> (地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

### <任意適用事業> (地公企法2③)

自主的に適用

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

※ 地方公営企業のうち、法適用企業は4,662事業、法非適用事業は3,503事業となっている。(令和2年度)

◎地方公共団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に適用することが望まれる。

# 地方公営企業の制度概要 ①

## 1. 企業としての性格(地方公営企業法(以下、「法」という。)第2条、第3条)

- ◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。  
事業例: 上水道、下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、  
観光その他(国民宿舎、有料道路等)
- ◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

## 2. 管理者(法第7条～第16条)

- ◆ 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ◆ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

## 3. 職員の身分取扱(法第36条～第39条)

- ◆ 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを要する。
- ◆ 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- ◆ 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- ◆ 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

## 地方公営企業の制度概要 ②

### 4. 財務(法第17条～第35条)

- ◆ 事業ごとに経営成績及び財政状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- ◆ その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)
- ◆ 予算は毎事業年度の業務の予定量及び収入・支出の大綱。
- ◆ 資産の管理権は管理者に属する。資産の取得、管理及び処分について議会の個別議決は不要で、特に重要な資産の取得等について予算で定める。行政財産の目的外使用に係る使用料は、管理者が定める(条例で定める必要はない)。

### 5. 会計(法第20条、第30条)

- ◆ 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
  - ・ 官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
  - ・ 損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

## 公営企業繰出金

地方公営企業は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則とされる。

しかし、地方公営企業法上、

① その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

（例：公共の消防のための消火栓に要する経費）

② その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

（例：へき地における医療の確保を図るために設置された病院に要する経費）

等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方財政措置が講じられている。

# 公営企業債について

## 1. 概要

公営企業の資金を調達するために発行されるもので、その元利償還金は、主として当該企業の収入から支払われる。  
(例)水道事業債、病院事業債、下水道事業債

## 2. 根拠

地方財政法（抜粋）  
（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三・四 略
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

## 3. 発行条件

- (1)資金：公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）、民間等資金（市場公募、銀行等引受）
- (2)償還年限：最長40年（耐用年数を超えない範囲。各事業債により異なる。）

## 4. 償還財源

原則として当該事業により生じる収入による。

一般会計と公営企業会計の負担区分に基づき、一部の公営企業債の元利償還金は一般会計からの繰入れによる。（一部の一般会計負担には地方交付税措置が講じられている。）

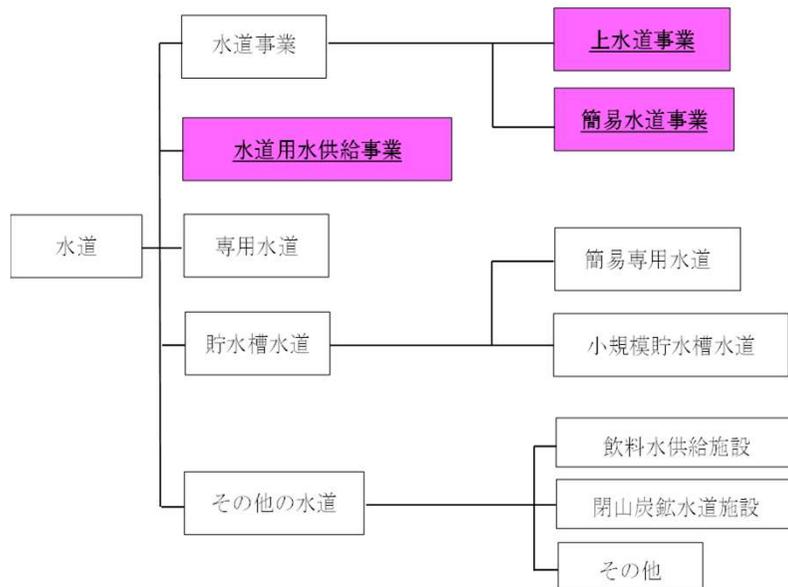
# 【事業別説明】

# 水道事業債の概要①

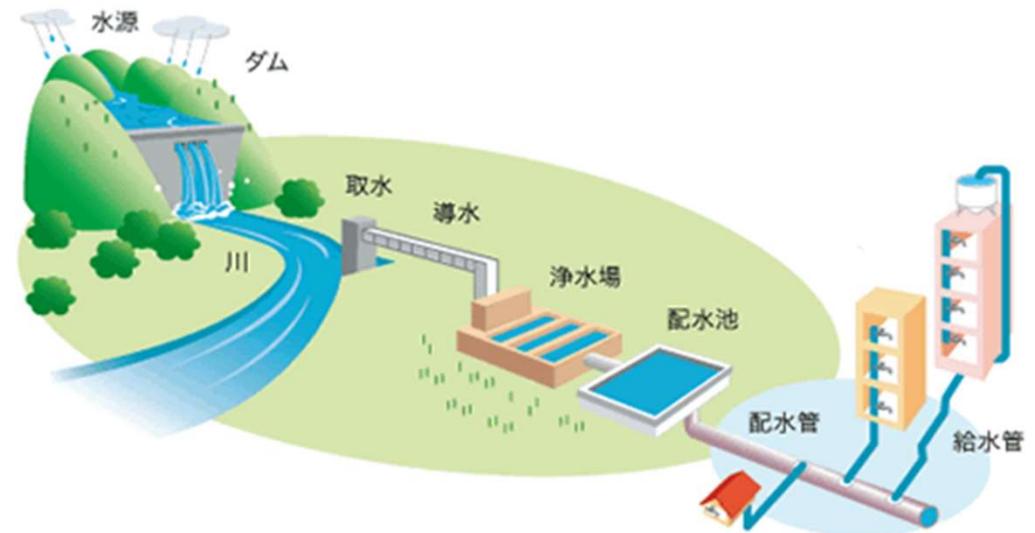
## 【事業の概要】

- 「水道」とは、導管等により、人の飲用に適する水を供給する施設の総体をいう。水道の種類について図示すると概ね以下のとおり。
- 「水道」は「水道事業」、「水道用水供給事業」、「専用水道」、「貯水槽水道」及び「その他の水道」に分類され、「水道事業」のうち、給水人口が5千人よりも多いものを「上水道事業」といい、給水人口が5千人以下のものを「簡易水道事業」という。
- 「水道用水供給事業」とは、水道事業者に対してその用水を供給する事業のことをいい、「その他の水道」は、「飲料水供給施設」、「閉山炭鉱水道施設」、「その他」に分類される。
- このうち、水道事業債の対象となるのは、「上水道事業」、「簡易水道事業」、「水道用水供給事業」に係る建設改良等である。

## 【水道の種類】



## 【水道施設のイメージ】



(出典) 厚生労働省資料を総務省が一部加工

※ 特別会計を設置している飲料水供給施設及び閉山炭鉱水道施設の整備事業も水道事業債の対象となる。

## 水道事業債の概要②

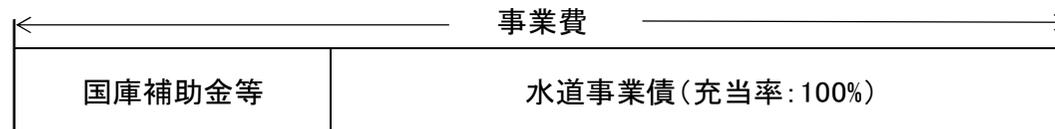
### 【水道事業債の概要】

- 対象経費: 上水道事業及び簡易水道事業に係る建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費
- 充当率: 100%
- 資金区分: 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金

### 【主な事業スキーム】

#### (1) 上水道事業

- 上水道事業の建設改良費に係る基本スキームについては以下のとおり。  
(上水道事業においては、建設改良に要する経費に対する一般会計からの繰出等の措置は原則として講じていない。)



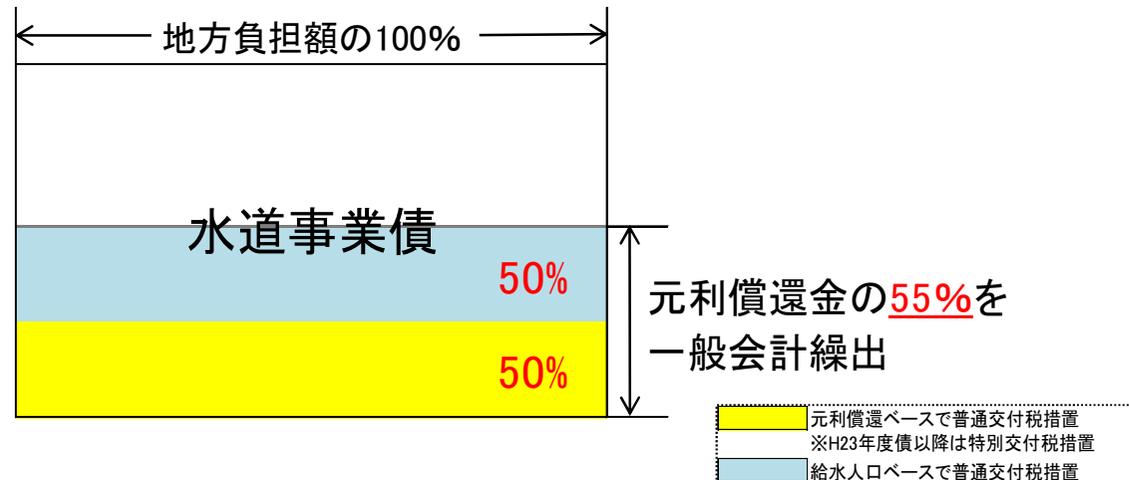
※ 水道水源開発事業、水道広域化施設整備事業、水道管路耐震化事業等の一部の事業に対しては、事業費のうち地方負担額の一部について、一般会計出資債の起債を認めている。また、当該一般会計出資債の元利償還金について普通交付税措置を講じている。

# 水道事業債の概要③

## (2) 簡易水道事業

○ 簡易水道事業の建設改良費に係る基本スキームについては以下のとおり。

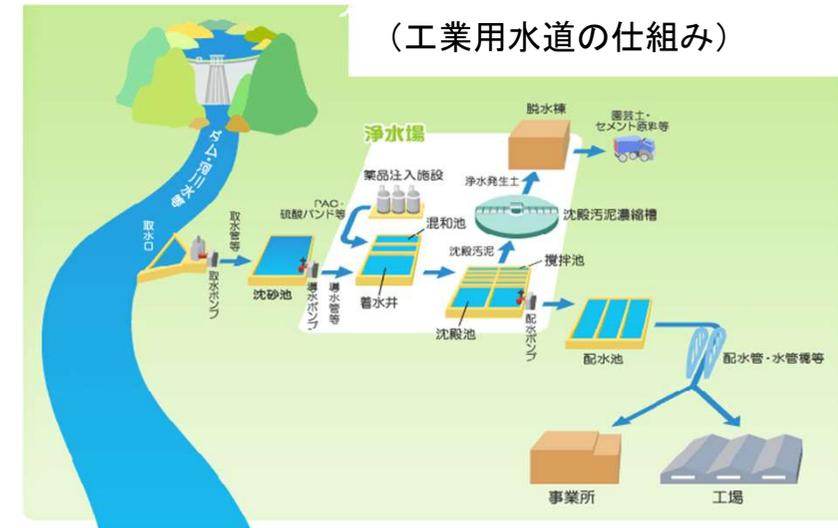
(簡易水道事業の建設改良費に充てた水道事業債に係る元利償還金の55%について、一般会計からの繰出しを行うこととし、当該繰出しに要する経費について地方交付税措置(元利償還ベースが50%、給水人口ベースが50%)を講じる。)



# 工業用水道事業債の概要

## 【工業用水道事業の概要】

- 工業用水とは、製造業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業の用に供する水(水力発電用、飲用を除く)のことをいう。
- 工業用水道事業とは、一般の需要に応じ導管等により工業用水を供給する事業をいう。
- 令和2年度末において、154事業(251施設)が実施されており、5,719の事業所に年間41億90百万m<sup>3</sup>の工業用水を供給している。



## 【工業用水道事業債の概要】

### (対象経費)

工業用水道の建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費

### (資金区分)

地方公共団体金融機構資金及び民間等資金

- 工業用水道事業の建設改良費に係る基本スキームについては以下のとおり。  
(工業用水道事業においては、建設改良に要する経費に対する一般会計からの繰出等の措置は原則として講じていない。)

← 事業費 →	
国庫補助金等 (15%~40%)	企業債 (充当率:100%)

# 交通事業債の概要①

## 【事業の概要】

交通事業とは、軌道事業(軌道法)、自動車運送事業(道路運送法)、鉄道事業(鉄道事業法)及び船舶運航事業(海上運送法)をいう。 ※各事業は、原則として( )に示した事業法の適用を受ける。

## 【交通事業債の概要(主なもの)】

交通事業債は、軌道事業、自動車運送事業、鉄道事業及び船舶運航事業の建設改良費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費を対象としている。

- ・ 軌道事業及び鉄道事業

地下鉄事業、路面電車事業 等

《建設改良の例》 電車車両、軌道設備、駅舎(停車場)設備、営業所設備

- ・ 自動車運送事業

旅客を輸送する一般乗合旅客自動車運送事業等

《建設改良の例》 バス車両、営業所設備

- ・ 船舶運航事業

渡航事業又はフェリーボートといわれるもので、本土と島との間又は島相互間の旅客等を運送する事業

《建設改良の例》 船舶

※ 軌道事業、鉄道事業にあつては、地方公営企業に準ずる第三セクターに対する出資、補助及び貸付についても起債の対象としている。

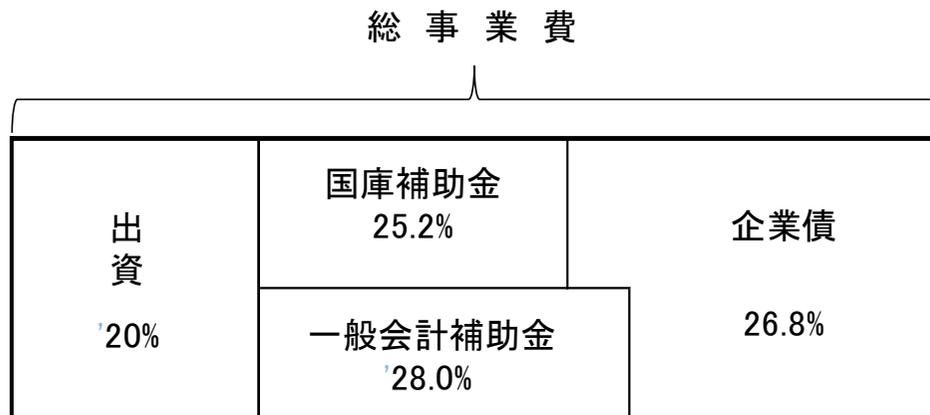
## 交通事業債の概要②

### ◆ 地下鉄事業 《通常の建設改良》

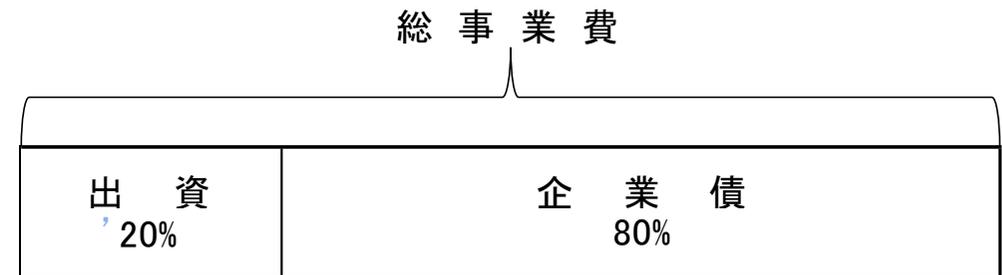
膨大な資金が必要とされる地下鉄の新線建設、耐震補強、大規模改良及び浸水対策事業に係る事業費の一定割合について、公営企業に出資又は補助するための一般会計における地方債の発行、一般会計から公営企業への繰出しといった地方財政措置が講じられている。

※ 平成22年度までに具体的な整備方針が策定され、議会や住民に対して既に説明されている事業については、出資金、一般会計補助金の45%について普通交付税措置を講じている。

#### ① 補助対象事業の場合



#### ② 単独事業の場合



### 【資金】

- ・ 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金

※ 地下鉄事業特例債及び資本費負担緩和債(省令第12条第3号に規定する経費のうち地下鉄事業に係るものに対する公営企業債をいう。)については、民間等資金

### 【充当率】

- ・ 100%

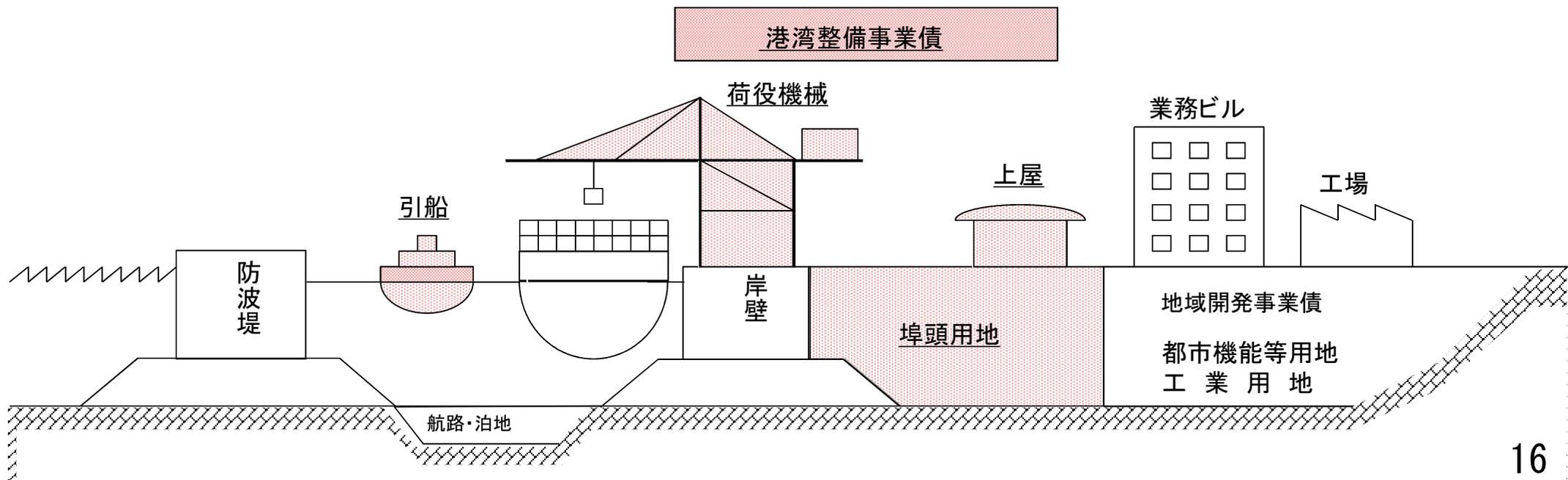
# 港湾整備事業債の概要①

## 【事業の概要】

- 港湾整備事業は、港湾基本施設（泊地・防波堤・岸壁等）の整備と一体となり、港湾の機能を効率的に発揮するために必要なふ頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の施設を整備し、当該施設の使用料を徴収し管理・運営を行う事業をいう。

## 【港湾整備事業債の概要】

- 対象経費：建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費
- 充当率：100%
- 資金：財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金



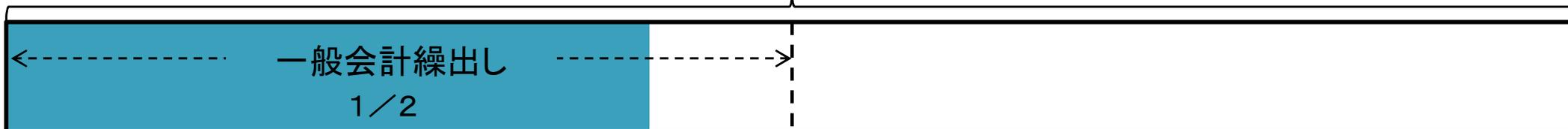
## 港湾整備事業債の概要②

### 【地方財政措置】

#### ○ 離島航路旅客ターミナル整備支援対策

〔 建設改良費の元利償還金の1/2を一般会計から繰り出すとともに、当該繰出しの4/5を特別交付税措置 〕

港湾整備事業債(元利償還金)



↑  
特別交付税 4/5

# 病院事業債の概要

## 【対象経費】

病院、診療所その他の医療施設、職員宿舎及び看護師宿舎の建設改良費等、医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等並びに用途廃止施設の処分に要する経費

## 【事業債のスキーム】

### 《通常の整備》



※ 元利償還金の1/2について一般会計から繰出

### 《機能分化・連携強化に伴う整備(特別分)》



※ 元利償還金の2/3について一般会計から繰出

※ 建設改良費等については、建物の建築単価が1㎡当たり52万円以下の部分に相当する額に係る病院事業債(病院事業債(特別分)を含む)の元利償還金について普通交付税措置を行う。

※ 公立病院の新設・建替等については、地域の医療提供体制の確保に大きな役割・責任を有する都道府県の十分な検討を踏まえて、適当と認められるものに対し普通交付税措置を行う。

※ 用途廃止施設の処分に要する経費については普通交付税措置なし(既存建物を撤去しなければ、施設の増改築ができない場合を除く)。

# 公立病院の新設・建替等に係る手続等

※「公立病院経営強化の推進に係る財政措置等の取扱いについて」（平成4年4月1日付け総財準第74号）〈抜粋〉

## 第4 その他の財政措置の見直し等

### 2 公立病院の新設・建替等に係る手続等

#### (1) 手続

公立病院の新設、建替及び増改築事業(以下「新設・建替等」という。)を行う地方公共団体は、当該事業の基本設計に着手する前年度に、別途定めるところにより、その見込みを作成し、総務省に提出するものとする。

また、実施設計についても同様に、別途定めるところにより総務省に提出するものとする。

#### (2) 都道府県の役割

都道府県は、経営強化ガイドライン(※)第3の2を踏まえ、当該公立病院の新設・建替等について、持続可能な地域医療提供体制の確保の観点から、当該公立病院の役割・機能、必要な機能分化・連携強化の取組、適切な規模、医師・看護師等の確保方策、収支見通し等について、地域医療構想等との整合性を含めて十分に検討・確認し、積極的に助言するとともに、(1)の総務省への提出に当たり、その確認結果を意見として付すものとする。

その際、病床利用率が低水準な病院や、今後の人口減少が特に厳しいと見込まれる過疎地域等の病院にあつては、収支見通し等について慎重な検討が必要であることから、特に積極的に助言することが期待される。

#### (3) 総務省の対応

総務省は、地域医療構想との整合性に係る都道府県の意見に基づき適当と認められるものに係る病院事業債の元利償還金について地方交付税措置を講じるとともに、その旨を通知するものとする。

※ 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン(令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知。)

具体的な手続については、「公立病院の新設・建替等及び機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備に係る手続等について」(令和4年4月1日付け総財準第75号総務省自治財政局準公営企業室長通知)を参照

# 新設・建替等、病院事業債(特別分・一般会計出資債)、除却等経費に係る特別交付税措置に関する手続

(令和5年3月修正)

		起債協議・特別交付税のスケジュール	新設・建替等	病院事業債 (特別分・一般会計出資債)	除却等経費に係る特別交付税
N-2年度	11月		N-1年度に基本設計に着手する事業について、総務省に新設・建替等に関する調書等を提出	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     ・新設・建替等に当たって病院事業債(特別分)を活用する場合は、左欄の提出に合わせて、機能分化・連携強化計画等を提出することも可能。                 </div>	
			↓		
N-1年度	4月		基本設計に着手		
	9月		↓	N年度で協議予定の事業について、総務省に機能分化・連携強化計画等を提出 ※1	
	2月		N年度に実施設計に着手する事業について、総務省に新設・建替等に関する調書等を提出 ※1	↓	<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px; color: red;">                         ※1:総務省は、地域医療構想との整合性に係る都道府県の意見に基づき適当と認められるものについて、その旨を通知する。                     </div>
		↓			
N年度	4月		実施設計に着手	↓	
	6月上旬	1次協議総務省提出期限	1次協議 ※2	1次協議 ※2	
	9月上旬	特別交付税基礎数値調査(繰出金調査)回答期限	<div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; color: blue;">                         ※2:起債協議等の手続では、※1の通知の写しを添付する。(除却等経費に係る特別交付税については、次年度以降、再度措置を受けようとする場合には、基礎数値の報告時に合わせて提出。)                     </div>		基礎数値の報告とあわせて総務省に機能分化・連携強化計画等を提出 ※1
	11月			↓	↓
	1月上旬	2次協議総務省提出期限	2次協議 ※2	2次協議 ※2	
	3月	3月分の特交交付			特交交付

# 公立病院の新設・建替等における総務省の確認事項

## 総務省の確認事項（手続通知第1の4）

### （1）事業内容

- ① 改修や改築ではなく、新設又は建替とする理由
- ② 当該病院の役割・機能
- ③ 他の医療機関との機能分化・連携強化の予定※
- ④ 整備する病院の規模
- ⑤ 医師・看護師等の確保方策
- ⑥ 収支の見通し
- ⑦ 新興感染症等の感染拡大時に備えた対応
- ⑧ ①～⑦に係る都道府県の確認結果

※：経営強化ガイドラインでは、経営強化プランに機能分化・連携強化の記載が特に必要な公立病院として、新設・建替等を行う病院を挙げている。

### （2）地域医療構想との整合性に関する都道府県の確認結果（注）

- ① 計画されている当該病院の役割や新設・建替等後の病床機能別の病床数が、地域医療構想に則しているか
- ② 地域医療構想調整会議での合意の状況（予定含む。）
- ③ 当該病院以外の病院における地域医療構想の実現に向けた取組状況
- ④ 当該病院の新設・建替等後の機能別病床数や、地域医療構想の実現に向けた他の病院の取組及び当該都道府県の取組を含めた、構想区域全体としての地域医療構想の実現の見通し

注1：精神科専門病院の新設・建替等や総合病院のうち精神科部分のみの新設・建替等の場合を除く。

注2：都道府県立病院や指定都市立病院の場合も、都道府県の医療政策担当課の確認が必要。

## 地域医療構想との整合性の確認の観点（手続通知「様式4」から）

- ① 地域医療構想における2025年の機能別必要病床数の実現に向けて、当該病院がこれまで行ってきた取組
- ② 地域医療構想における2025年の機能別必要病床数に照らして、当該病院で整備予定の機能別病床数は適切か
  - ・新設・建替等団体は、適切と考える場合はその理由を記入
  - ・都道府県の意見は、構想区域内で当該病院が担う役割を踏まえて、新設・建替等後の機能別病床数が、その役割を踏まえた対応になっているか、という観点から記入
- ③ 当該病院以外の病院における地域医療構想の実現に向けた取組の状況（都道府県のみ記入）
  - ・都道府県の意見は、新設・建替等を行う病院の役割との違いを踏まえて記入
- ④ 地域医療構想における2025年の機能別必要病床数の実現に向けて都道府県で行っている取組と、実現の見通し（都道府県のみ記入）
  - ・都道府県の意見は、都道府県において地域医療構想の実現のために取り組んでいること（取組予定含む）及び地域医療構想の実現の見通しについて記入
  - ・なお、②において、当該新設・建替等が地域医療構想と整合していると評価するためには、②の当該病院における機能別病床数の見直しや、③における当該病院以外での取組又は本欄において記入する都道府県の取組によって、構想区域全体として地域医療構想の実現に向けた見通しが立つことが必要であることに留意すること。

# 災害拠点病院等の耐震化等に対する地方財政措置

○災害拠点病院等の耐震化や災害時の救急医療確保のための施設整備について、地方財政措置。

## <対象医療機関>

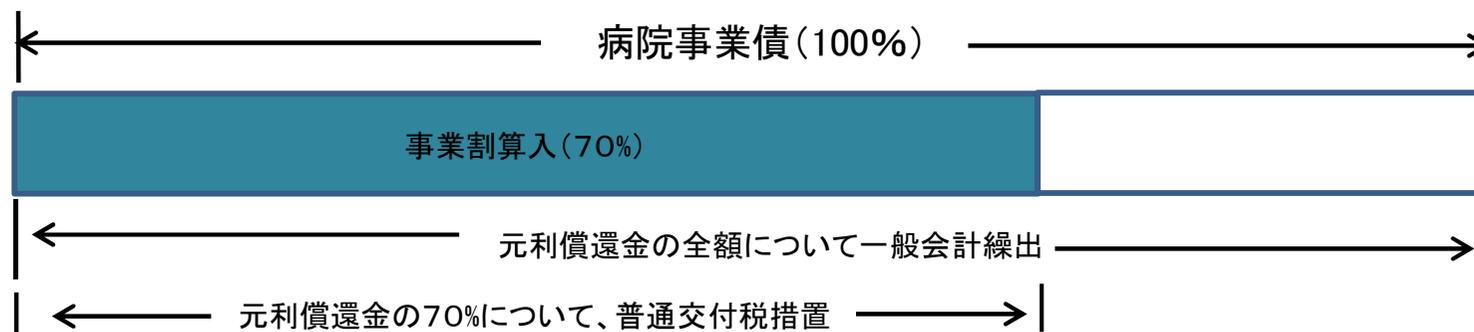
- ① 災害拠点病院(基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院)
- ② 災害拠点精神科病院
- ③ 地震防災対策特別措置法に基づき、都道府県が策定する「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づいて耐震化を必要とする病院
- ④ 土砂災害危険箇所にある病院
- ⑤ 救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療を担っている病院等

## <対象事業>

通常の診療に必要な施設を上回る施設の下記の整備事業(病院建物の新築、増改築等にあわせて行う場合を含む。)

- ・ 耐震化のための既存建物に対する補強工事
- ・ 備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート、免震装置等の設置(これらの設備の嵩上げ・上層階への移設を含む。)
- ・ 外壁の補強、防護壁の設置その他土砂災害防止に必要な施設整備

○ 災害拠点病院等の耐震化等に対する地方財政措置のイメージ(通常の診療に必要な施設を上回る施設分)  
対象事業に充てた病院事業債について、元利償還金の全額を一般会計から繰り出すこととし、当該繰出額について普通交付税措置。



# 地域開発事業債の概要

## 【事業の概要】

地域開発事業は、造成した用地を企業等に売却することにより採算を確保する事業であり、以下の事業の総称をいう。

- 地域経済の振興及び工場等の再配置を促進するための「臨海土地造成事業」及び「内陸工業用地等造成事業」
- 流通機構を円滑にするための「流通業務団地造成事業」
- 既成市街地の再開発や秩序ある都市発展のための「都市開発事業（土地区画整理事業及び市街地再開発事業）」
- 住宅地分譲のための「住宅用地造成事業」

## 【地域開発事業債の概要】

- 対象経費：建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費
- 充当率：100%
- 資金：民間等資金

## 【その他】

内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業を行うにあたっては「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について（通知）」（別紙1）に留意すること。

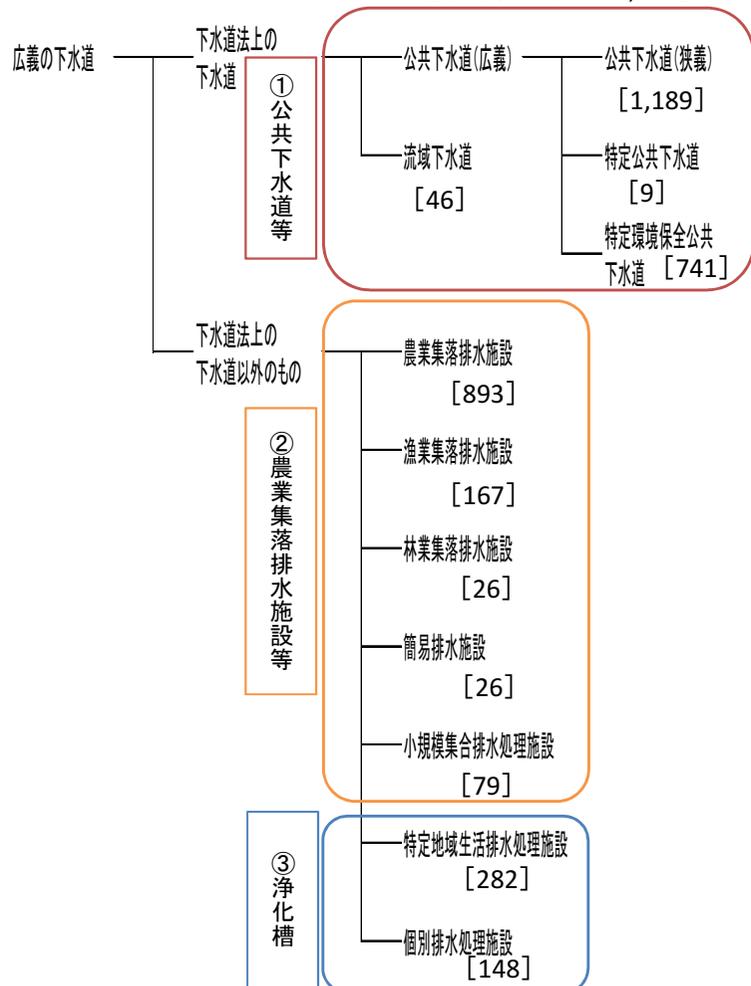
# 下水道事業債の概要①

## 下水道事業とは

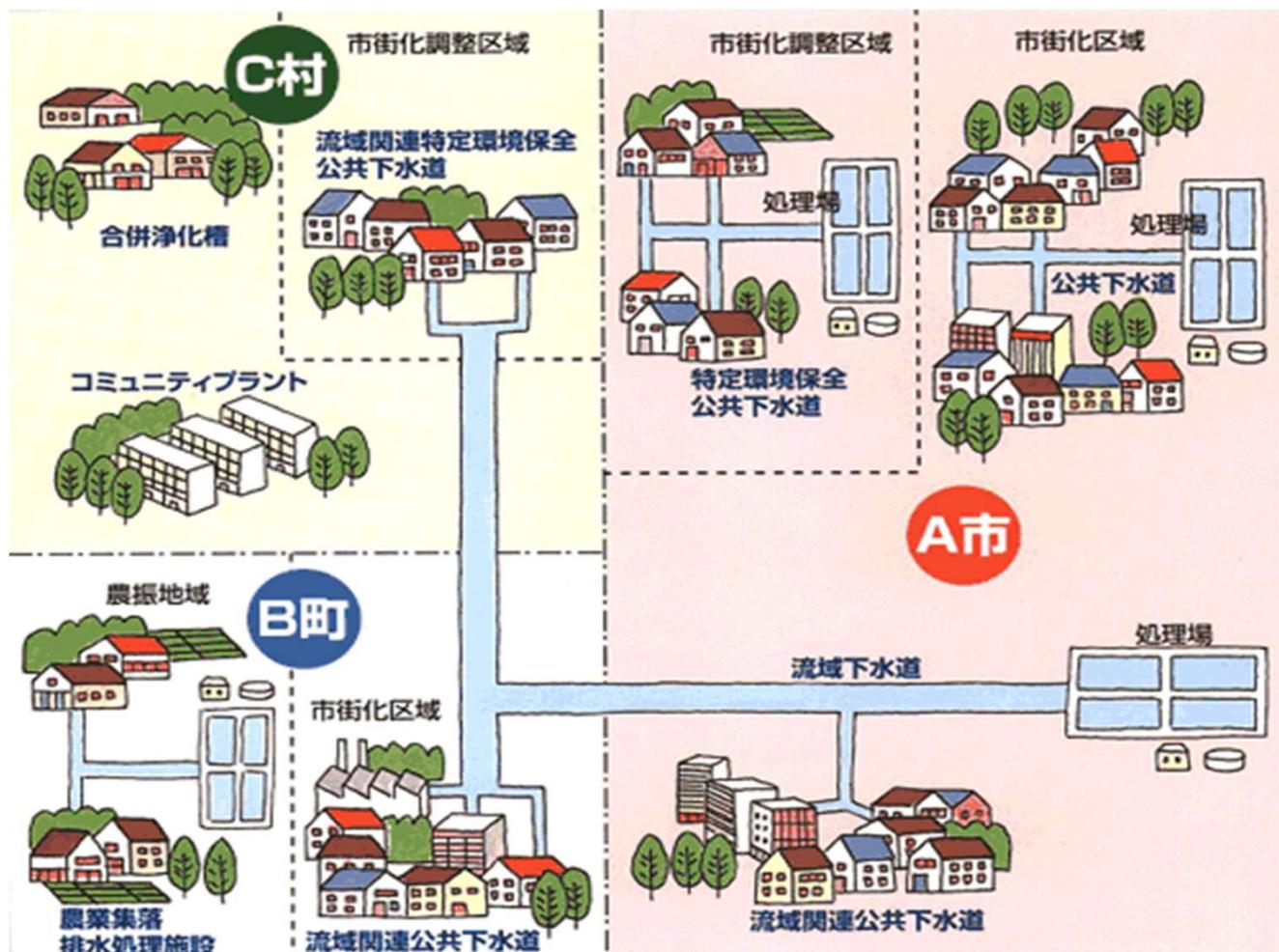
汚水の処理と雨水の排除による浸水の防除、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という機能を果たすため、公営企業として公共下水道・農業集落排水施設・浄化槽等を経営する事業

## 下水道事業の種類

[事業数(計)※ 3,606]



## 下水道事業のイメージ



注:[ ]内の数値は事業数(R2)

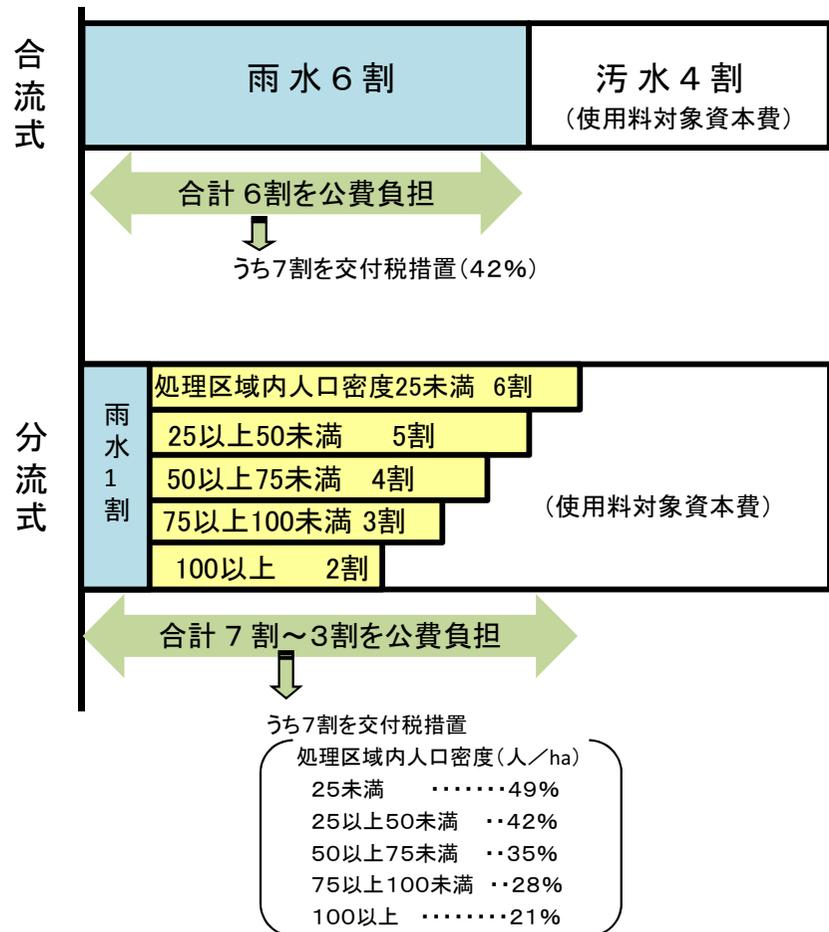
※ 「経営状況」の事業数は、「下水道事業の種類」の事業数から建設中の事業等の数を除いたもの

(出典)令和2年度地方公営企業決算状況調査

# 下水道事業債の概要②

## 公共下水道(狭義)

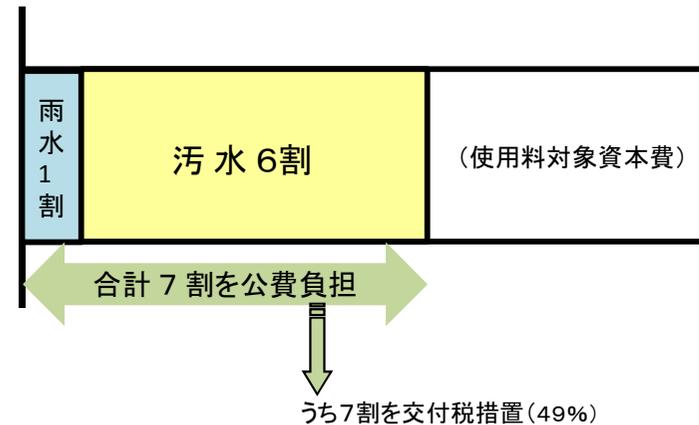
- 公費負担は下記のとおり(青色及び黄色の着色部)
- ・合流式は下水道事業債の元利償還金の6割
- ・分流式は同元利償還金の7割～3割(処理区域内人口密度に応じて)



## 公共下水道(狭義)以外 ※

- 公費負担は下記のとおり(青色及び黄色の着色部)
- ・分流式として下水道事業債の元利償還金の7割

- ※公共下水道(狭義)以外の下水道とは、下記を指す。
- ・その他の公共下水道(特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道)
  - ・集落排水  
(農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設)
  - ・浄化槽(特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設)



# 下水道事業債の概要③

## 下水道

### ○公共下水道

【国庫補助率】50%等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金に対して処理区域内人口密度に応じて21～49%

(受益者負担金 5%程度)

補助	国庫補助金 50% (終末処理場は55%)	下水道事業債 50%
単独	下水道事業債 100%	

### ○流域下水道

【国庫補助率】50%等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%  
(臨時措置分:事業費補正分(100%)(補助事業のみ、薄黄色部分))

補助	国庫補助金 50% (高率補助は2/3)	下水道事業債 30% (地方負担の60%)	下水道事業債 (臨時措置分)20% (地方負担の40%)
単独	下水道事業債 90%		10%

下水道事業債(臨時措置分)

## 集落排水

### ○集落排水施設(農業集落排水、漁業集落排水等)

【国庫補助率】50%

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%

(分担金 5%程度)

補助	国庫補助金 50%	下水道事業債 50%
単独	下水道事業債 100%	

## 浄化槽

### ○市町村設置型浄化槽(特定地域生活排水処理施設)

【国庫補助率】1/3等

【普通交付税措置】地方負担分に充当した下水道事業債の元利償還金の49%

(分担金 10%程度)

補助	国庫補助金 1/3	下水道事業債 2/3
単独	下水道事業債 100%	

### ○個人設置型浄化槽

【国庫補助率】2/15等

【特別交付税措置】補助事業は地方負担分の16%～80%(財政力に応じる)  
単独事業は地方負担分の10.6%～53.3%(財政力に応じる)

※費用の6/10は設置者負担

補助	個人負担 6/10	国庫補助金	市町村費
単独	個人負担 6/10	市町村費	県費補助

1/3      2/3

※1 各事業の網かけ部分は交付税措置(公共下水道、個人設置型浄化槽については、最大の措置率の場合を網かけ部分としている。)

※2 受益者負担金、分担金を除いた建設改良費に下水道事業債を充当できる

※3 地方債の充当率:100%、資金:財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金

# 下水道事業債（資本費平準化債）の概要

## 【目的】

下水道の資本整備に係る世代間負担の公平を図る。

## 【内容】

A: 建設中施設に係る元金（供用開始前の施設にかかる企業債元金相当額に対する起債）

B: 未利用施設の利子（供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債利息相当額に対する起債）

C: 建設改良地方債の元金（供用開始後の施設に係る元金償還金から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額に対する起債＜資本費平準化債(拡大分)・H16～＞）

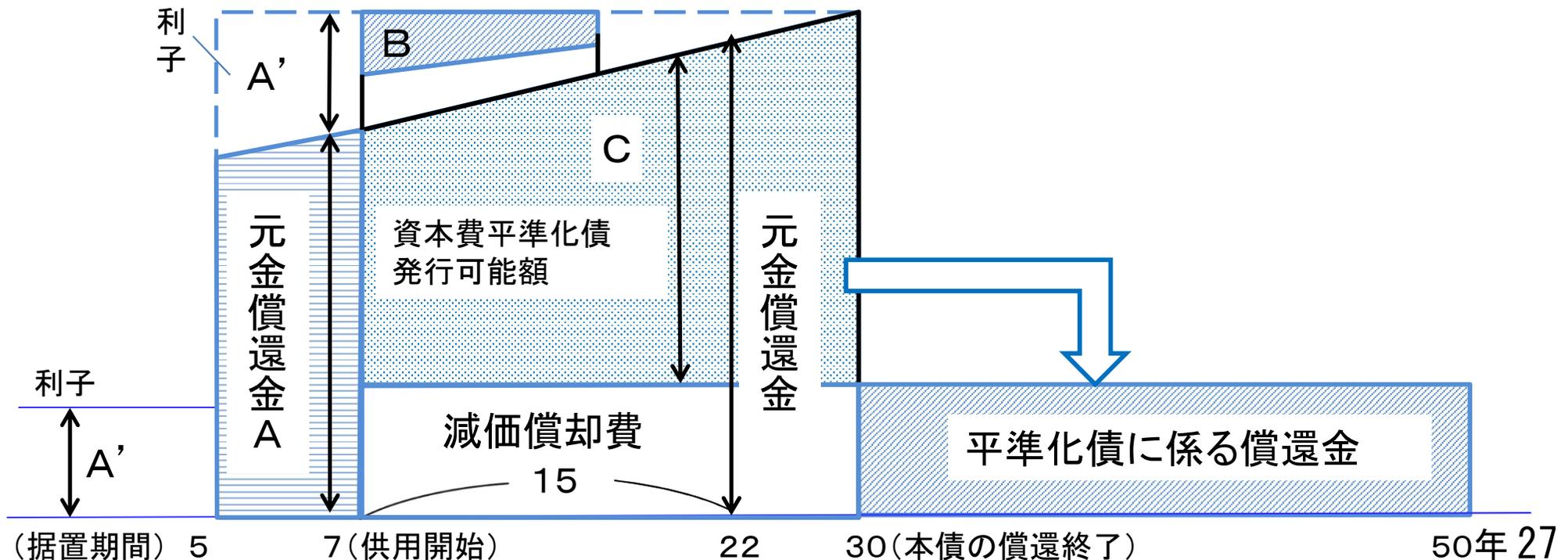
なお、法非適事業については、次の算式により減価償却費を算出する。

(算式)

$$\text{法非適事業の減価償却費} = (A \div 49 + B \div 24 + C \div 25 + D \div 35 + E \div 35) \times 0.9$$

A~E 資産に係る下水道事業債の発行額に相当する額

A 管渠 B ポンプ場 C 処理場 D 流域下水道建設費負担金 E その他



## 資本費平準化債の対象拡充

- 法適化(公営企業会計導入)の進捗を踏まえ、公債費負担を適正な水準の料金収入等で賄える程度に平準化できるよう、資本費平準化債を拡充し、過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を対象に追加

## 【資本費平準化債発行可能額の拡充】

<見直し部分>

$$\text{資本費平準化債発行可能額} = \text{元金償還金総額} - \text{資本費平準化債の元金償還金} - \text{減価償却費相当額等}$$

⇒下線部分を削除し、発行対象を拡充

※ 資本費平準化債の償還年限については「対象償却資産の平均残存耐用年数」を限度

※ 資本費平準化債の元利償還金相当額を含む経費を確実に回収すること等に留意した収支計画の策定が要件

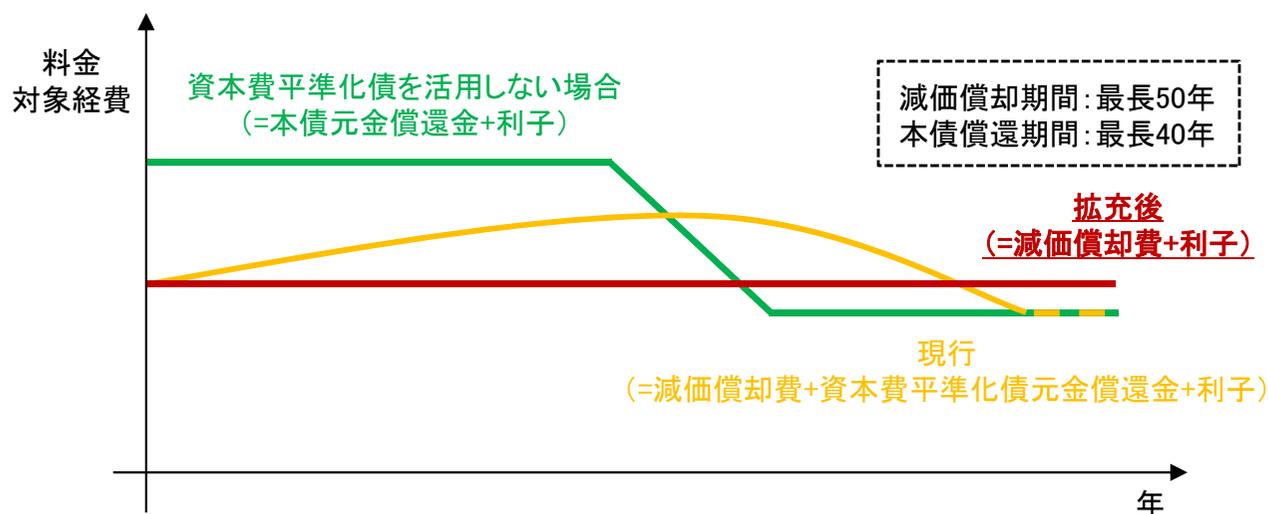
## 【対象事業】

下水道事業、交通事業 等

## 【地方債計画計上額(増額分)】

1,150億円

<資本費平準化債の活用効果(イメージ図)> ※拡充後を基準とした場合の比較



# 観光その他事業債の概要①

## 【事業の概要】

観光その他事業は、観光施設事業・有料道路事業・駐車場整備事業及びその他料金収入等により独立採算の可能な事業のうち、地方債計画上の他のいずれにも該当しない事業(その他事業)の総称である。

### ◆ 観光施設事業

観光を目的とする施設の設置・運営事業

事業の例：休養宿泊施設、索道、温泉施設等

### ◆ 有料道路事業

道路整備特別措置法、道路運送法、道路法等の規定に基づく有料道路及び国立公園内の附帯施設として設置される有料道路の通行又は利用について料金を徴収する道路事業

### ◆ 駐車場整備事業

一般公共の用に供される有料の駐車場(道路の路面に一定の区画を限って設置される路上駐車場を除く。)の整備事業

### ◆ その他事業

料金収入等により独立採算可能な事業のうち、地方債計画上のいずれの事業債にも該当しない事業  
事業の例：墓園・ケーブルテレビ・産業廃棄物処理施設等の整備事業、公営競技に係る施設の整備事業等

## 観光その他事業債の概要②

### 【観光その他事業債の概要】

- 対象経費：建設改良費等及び用途廃止施設の処分に要する経費
- 充 当 率：100%
- 資 金
  - ◆ 観光施設事業・駐車場整備事業・産業廃棄物処理施設事業・公営競技事業  
⇒ 地方公共団体金融機構資金、民間等資金
  - ◆ 有料道路事業・その他事業(産業廃棄物処理施設事業・公営競技事業を除く)  
⇒ 民間等資金

### 【地方財政措置】

- 公営駐車場整備促進対策

平成3年度～平成21年度までに建設に着手した駐車場整備事業の建設費に係る企業債の利子支払額の80%までを一般会計から繰り出すとともに、当該繰出しの50%を特別交付税措置

## 観光その他事業債の概要③

### 【その他】

#### ◆ 観光施設事業

事業の実施及び起債については、以下の通知等に留意すること。

- ・ 平成23年12月28日付け総務副大臣通知  
「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について」（別紙1を参照）
- ・ 平成12年5月26日閣議決定  
「民間と競合する公的施設の改革について」（別紙2を参照）

#### ◆ その他事業

以下の経費についても対象経費とする。

- ・ 産業廃棄物処理施設事業  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により環境大臣の指定を受けた廃棄物処理センターに対して地方公共団体が行う出資金又は補助金
- ・ 公営競技事業 平成24年9月7日付け事務連絡「公営競技における経営改善の取組に要する経費の財政措置について」
  - (1) 計画的な経営改善のために一時的に増嵩する次に掲げる経費で、当該経費が臨時かつ多額であることから、当該団体の経営状況に鑑みて必要と認められるもの。
    - ① 人員削減のための早期離職を促すために要する経費
    - ② 自動券売機、自動払戻機等の整備に要する経費
    - ③ その他経営改善に資すると特に認められる経費
  - (2) 公営競技施設に係る当該年度の地方債元金償還金で、当該年度の公営競技の売上から払戻金を控除した額(売上の概ね25%)に占める当該年度の地方債元金償還額が概ね10%を超える団体であって、当該団体の経営状況に鑑みて必要と認められるもの。

# 観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスク限定について

## <背景・趣旨>

- ・ 公営企業の中で、観光施設事業及び宅地造成事業は、必ずしも住民生活に必要なサービスを提供するものではなく、また、社会経済情勢の変化等による事業リスクが相対的に高い事業。
- ・ 事業の採算性が著しく悪化した場合、累積した赤字を公費(税金)で処理することになり、住民生活に必要不可欠な公共サービスの縮小や住民負担の増大につながる恐れがあるため、財政負担リスクの限定を図る取組が必要。

## <内容> (平成23年12月28日付け総務副大臣通知等の概要)

### ①基本的な考え方

- 1 観光施設事業及び宅地造成事業(内陸工業用地等造成事業及び住宅用地造成事業に限る。)を新たに行う場合の留意事項
  - (1) 地方公共団体が公営企業により実施するのではなく、第三セクター等、法人格を別にして事業を実施すること。
  - (2) 事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達を基本とすること。
  - (3) 法人の債務に対して地方公共団体による損失補償は行わないこと。
  - (4) 法人の事業に関して、地方公共団体による公的支援(出資・貸付け・補助)を行う必要がある場合には、公共性、公益性を勘案した上で必要最小限の範囲にとどめること。
- 2 1を踏まえた上でなお地方公共団体が観光施設事業及び宅地造成事業を新たに公営企業により実施する場合及び法人格を別にして事業を実施する場合の公的支援に係る地方債の発行について、原則として、当該団体の財政状況も勘案し、一定の基準未達の規模の事業に限り地方債の発行について同意又は許可を行う(②参照)。
- 3 既存の観光施設事業及び宅地造成事業並びにこれら以外の事業についても、地方公共団体の財政負担のリスクを限定する観点から、適切に対処する必要があること。

### ②地方債の取扱い(平成24年度～)

原則として、新規事業(新たに企業会計を設置し事業を開始する場合、大規模改築を行う場合等経営実態が大きく異なる場合を含む。)については、当該事業に係る起債予定額の総額が一定の基準未達(※)である事業を同意等の対象とする。

(※)次の算式によって算定した値が25%未達であること

$$\frac{A}{B} + \text{当該団体の実質公債費比率}$$

A 当該事業に係る起債予定額の総額(償還時の特定財源を除く。)

B 当該年度の前年度の標準財政規模の額から算入公債費等の額を控除した額

公的支援(出資・貸付け・補助)の場合は、記号Aに損失補償契約に係る債務を加える。



## 民間と競合する公的施設の改革について（平成12年5月26日閣議決定）

国または特殊法人等が主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設で、特殊会社及び民営化が決定された法人が設置するものを除く。以下「施設」という。）について、累次の閣議決定に沿った措置を引き続き推進することとし、下記のように決定する。

### 記

#### 1 施設の新設及び増築の禁止

不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築は禁止する。なお、現在、計画段階にあり、工事（設計を含む。）未着手のものについては、これを取り止める。

#### 2 既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置

官民のイコール・フッティング（税制を含めた同一競争条件の確保）の観点から、施設ごとの独立採算制を原則とし、一定の基準に基づいて個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う。

#### 3 地方公共団体における措置の要請

地方公共団体についても、上記の措置に準じて措置するよう要請するものとする。